あなたは大丈夫？税滞納で差し押さえ

「徳島滞納整理機構」の来年度設立を前に、問題点を議論しました。

県政みたまま
扶川あつし
日本共産党

発行
県議会議員
扶川　敦
徳島県板野郡
板野町犬伏字
大坪 78-1
TEL 672-5875
2005/11/10

お気軽にご相談ください

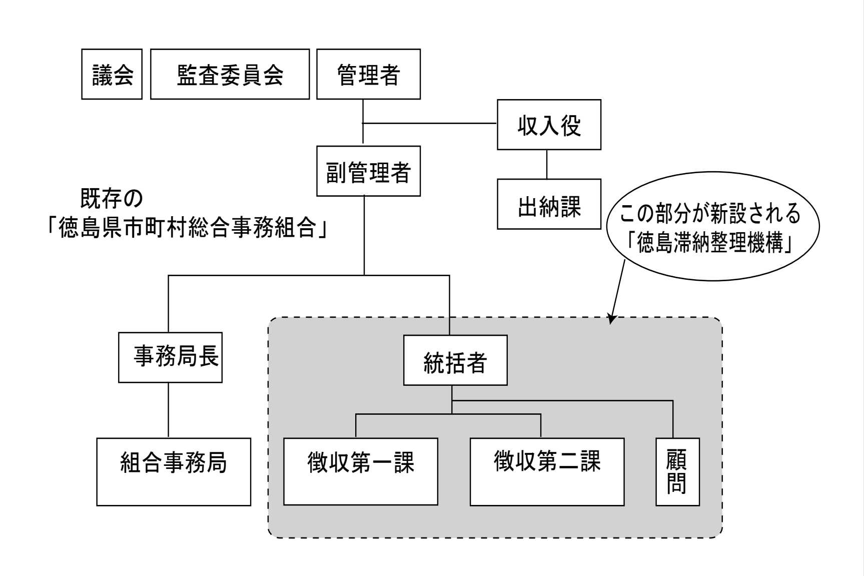

徳島滞納整理機構の組織図（案）

来年三月には、滞納者に「催告書」が

　来年4月1日を目標に「徳島滞納整理機構」（仮称）という組織の、設立準備がすすめられています。一体住民には、どんな影響があるのでしょうか。

　同機構は、市町村が負担金を出し合って設立する一部事務組合です。共済や退職金の管理をしてきた既存の「徳島県市町村総合事務組合」を母体として、新たに「徴収部門」として設けられます。（左図は組織案）対象となる税は、個人県民税を含む市町村税で、国保税もあわせて滞納している場合は、市町村の判断で国保税も対象になります。事務所は、徳島市内の県徳島合同庁舎に置かれる予定です。職員は、県と市町村が派遣します。

　県によると6月からすでに3回の説明会を開き、すべての市町村が参加の意向で、それぞれの市町村議会で１２月に議案として提出される予定です。可決されれば「機構」へ移管予告をする事案の選定作業がはじまり、３月には、滞納者に対して市町村から、「このまま滞納していると機構に移管する」という趣旨の移管予告催告書が送られます。

四国の各県でも

　全国商工団体連合会の「全国商工新聞」（７月１８日付）によると、同種の組織は、茨城県を皮切りに三重県でもつくられ、四国では高知県ですでに昨年４月に１１市町村が「機構」を発足させましたが、他の三県も足並みをそろえて、設立しようとしています。

「機構」の目的は

　「機構」設立の狙いについて、県は６月県議会に提出した資料の中で次のようにのべています。

　「三位一体改革の税源移譲に伴う市町村税のウェイトの増加により、徴収面での『負担の公平』の重要性は今後益々高まりますが、近年における本県の市町村税の徴収率は年々低下しており、また、収入未済額も増加しています。このため、市町村が構成団体となり、市町村税（県民税を含む）の滞納整理を専門的に処理する『一部事務組合』を設立し、徴収体制の強化を図ります。県は、その設立及び運営に関し、積極的な支援を行います。」

　一部事務組合は、市町村間の事務を共同処理するために関係市町村が協議し、議会の議決を経て規約などを決めてつくられます。そして、いったん作られると、市町村と同じように議会や執行機関や財産を持ち、条例や規則の制定もできます。

　そこで、普通地方公共団体である市町村に対して、「特別地方公共団体」と呼ばれます。

　県が入る一部事務組合は、総務大臣の許可が必要ですが、市町村だけなら都道府県知事の許可で設けることができます。

冷酷な徴収になる心配はないか

　一見すると、「機構」設立は、税金の滞納が減るのだから、良いことのように見えます。しかしこの制度には、いくつかの大きな問題点があります。

　第一に、情け容赦ない冷酷な徴収がおこなわれかねないということです。

　「機構」を設けることのメリットの一つとして、市町村職員は地域で住民と密着しているから住民に強い態度をとれず滞納整理がすすまないけれども、「機構」ならそういう心配がないと説明されています。

　実際、総務委員会県外視察の際に、先行する三重県でいただいた資料で見ると、発足初年度の平成１６年には、７５６件の滞納事案を市町村から引き受け、このうち実に５００件の事案にたいして差し押さえを執行しています。（執行率６６％）

（裏面に続く）

本当に悪質な滞納者なら差し押さえも仕方ありませんが、この５００件の中に、差し押さえで商売が続けられなくなるなど生業を破壊された住民がいないのか、心配になる数字です。

市町村窓口も変わる

第二に、「機構」設立を期に、市町村が直接おこなう徴収も強化されます。

三重県でも徳島県でも、「機構」にゆだねられるのは、滞納事案全体の1割に満たない数ですが、市町村の手に残る大半の滞納者に対しても、「機構」を背景にした強引な徴収がおこなわれるようになる可能性が大です。

実際、「全国商工新聞」によると、三重県鈴鹿市では、業者が「このままなら管理回収機構に回すので、（滞納税金の）半分のお金を持ってきてください」と、窓口で職員に迫られた事例があったそうです。

地方税法は、憲法第２５条の生存権保障の観点から、天災や病気や事業で著しい損失を受けた場合など、やむを得ない事情があるときには、徴収を猶予して分割納付することができると定めています。同様に、差し押さえを実施することにより「その生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき」は、滞納処分の執行を停止することができるとも定めています。

機構設立の狙いとして、市町村の若手職員が交代で「機構」で経験を積み、「徴収技術の向上」をはかることもあげられています。

しかし、強権発動のノウハウだけ身につけるのでは困ります。あくまで前述の法の精神にのっとり、住民の生存権を脅かすことがないような徴収業務が求められています。

県の資料も、「滞納処分をすることで生活が著しく困窮する事案」は、「滞納整理をする事案としては移管が難しい」と説明しています。しかし、「機構」や市町村窓口で、法律の精神に反する事態がおこらないように適正な運用ができるのか、極めて心配です。

住民の意見が反映されにくい

第三に、「機構」運営にどこまで住民の意見が反映できるのかという疑問があります。

市町村が「機構」にゆだねた「滞納事案」については、処理権限が市町村の手を離れ、別の地方公共団体である一部事務組合に移りますから、市町村議会のチェックがはたらかなくなります。

市町村は、「機構」運営の経費負担金として、年間５万円から１０万円の「均等割」と「処理件数割」（１件１３万６千円）、「徴収実績割」（徴収額の１０％）を負担する案が出されていますが、「機構」の徴収業務には、口出しできません。

住民のくらしに責任を持つ市町村による、責任放棄の側面があることも否定できません。

一般に地方公共団体（自治体）は、大きくなるほどどうしても住民の声が届きにくくなりますが、「機構」の母体となる市町村総合事務組合の議会は、市町村長の互選であり、住民による選挙さえ無いのです。

県民の仕事とくらし支援こそ求められる

最後に、そもそも滞納増加の原因は、住民だけの責任ではありません。

下図のように市町村税の未収額は徳島県でも増加しています。

これだけ滞納が急増しているのは、納税者の努力不足というより、国民の負担を増やして個人消費を冷え込ませる一方で、大銀行や大企業むけに無駄遣いを続けてきた国の政治の失敗により、不景気が長引いているからです。

税の担当部局が税の未収額を減らす努力は当然ですが、県の施策全体では、徴収強化以上に、税金をきちんと払えるようになるよう、県民の生活向上を支援する施策こそ重要ではないかという根本的な疑問があります。

県職員派遣制度でいいのでは

ところで徳島県では、この機構とは別に今年４月から、「県の税務職員の市町村短期派遣制度」を発足させ、今年度は７月から９月に小松島市へ県職員を２名３０日派遣し、滞納整理の事務を指導・援助しました。

その結果、４８の世帯のうち完納１２世帯、分納誓約２１世帯、差し押さえ１４世帯の実績をあげ、未処理は１世帯のみという結果になっています。

この制度は、あくまで市町村が責任をもって処理をするものであり、「機構」とは質的に違うものです。こうした制度と並行して、さらに強力に滞納整理をする「機構」が必要なのかどうか、疑問が残ります。

私は、９月議会総務委員会でこの問題を取り上げ、

①職員派遣制度と「機構」を並立させていく意義はどこにあるのか、

②憲法や地方税法の精神をふまえ行き過ぎた取り立てがおこらないようにする仕組みはあるのか、

などいくつかの問題をただしました。引き続き県議会で議論していくつもりです。

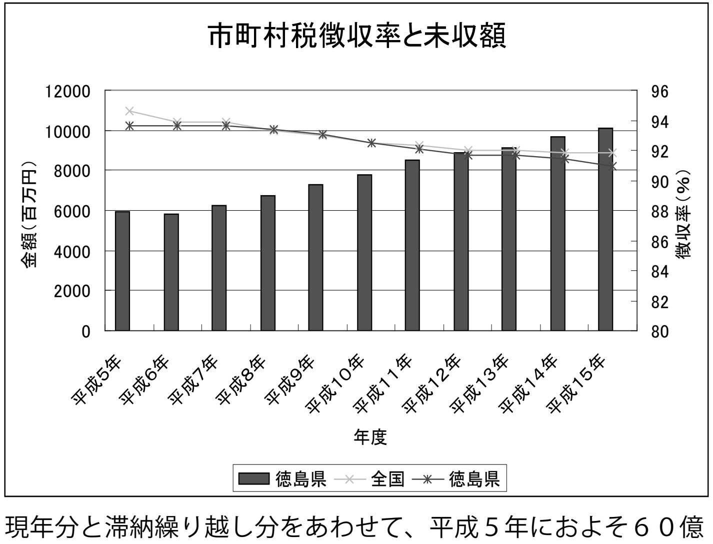

現年分と滞納繰り越し分をあわせて、平成５年におよそ６０億円であった徳島県下の市町村税未収額（各年度決算時点）は、１０年間で１００億円をこえました。税収入は平成３年頃がピークで、バブル崩壊（９１年＝平成３年）後、徴収率は下がり未収額が増えてきています。